

入札参加資格者 様

西尾市長 中村 健
(公 印 省 略)

建設工事の入札における工事内訳書に明示する項目の追加について
(通知)

建設工事における工事内訳書について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入契法」という。）の改正に伴い、下記のとおり取り扱います。

記

1 改正内容

入契法第 1 2 条により、「材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費」を記載した工事費内訳書の提出が義務化されました。

これに伴い、建設工事の入札においては、下記の(1)から(5)の項目を記載した工事費内訳書の作成が必要となりました。

- (1) 材料費(直接工事費のうち) ※税抜き
- (2) 労務費(直接工事費のうち) ※税抜き
- (3) 法定福利費の事業主負担額 ※税抜き
- (4) 建設業退職金共済契約に係る掛金 ※税抜き
- (5) 安全衛生経費 ※税抜き

2 留意事項

適用開始日以降の公告において提出された工事内訳書に、(1)から(5)までの記載に不備があった場合でも入札を無効とはしませんが、記載内容についての確認を行う場合があります。

3 適用開始日

令和 8 年 3 月 2 5 日以降に公告を行う案件から適用

4 参考

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(入札金額の内訳の提出)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳（材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。）を記載した書類を提出しなければならない。

(連絡先 総務部財政課契約検査担当 直通電話 0563-65-2163)

西尾市長 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

印

請負代金内訳書

工 事 名 ○○工事
路線等の名称 市道○○線
工 事 場 所 西尾市○○町 地内

費 目	工 種	種 別	細 別	規 格	単 位	員 数	単 価	金 額
本工事費								
	道路改良							
		土工			式	1		
		法面工			式	1		
		擁壁工			式	1		
		雑工			式	1		
直接工事費								
		運搬費			式	1		
		安全費			式	1		
	共通仮設費（積上分計）							
	共通仮設費（率分）				式	1		
共通仮設費計								
純工事費								
	現場管理費				式	1		
工事原価								
	一般管理費等				式	1		
工事価格								
	消費税相当額				%			
設計価格								
	(1)材料費（直接工事費のうち）※税抜き				式	1		
	(2)労務費（直接工事費のうち）※税抜き				式	1		
	(3)法定福利費の事業主負担額 ※税抜き				式	1		
	(4)建設業退職金共済契約に係る掛金 ※税抜き				式	1		
	(5)安全衛生経費 ※税抜き				式	1		

※電子入札で提出される場合は、代表者印を省略しても構いません。

(1)から(5)について、該当がない経費は「-」と記載してください。

(1)から(5)までは、設計価格に含まれる当該項目の金額を記入してください。

「直接工事費」には材料費を含む金額を記載し、「(1)材料費(直接工事費のうち)※税抜き」には材料費のみの金額を記入してください。
「直接工事費」には労務費を含む金額を記載し、「(2)労務費(直接工事費のうち)※税抜き」には労務費のみの金額を記入してください。

市場単価方式や標準単価方式等を活用している場合等により算出が困難な場合に限り、「算出不能」、「計上不可」等、その旨が分かるように記載してください。

内訳書に新たに記載する5項目の内容について

○ 各経費の概要は、以下の表のとおりです。

○ 各経費の考え方については、

<労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン>を確認してください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00026.html

経 費	経費の考え方
材料費	主要な材料費を必須とし、雑材料や建設機械に使用される燃料費・仮設材の賃貸料金等は任意とする。
労務費	積み上げ可能な方式で積算した労務費を計上し、市場単価方式や標準単価方式（その他の物価本掲載価格も含む）で積算した労務費は計上しなくて良い。
法定福利費の 事業主負担額	現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料（介護保険料含む）及び厚生年金保険料（子ども・子育て拠出金含む）の法定の事業主負担額とする。
建退共制度の掛金	「建設業退職金共済制度事務処理の手引き」の「掛金納付の考え方について」を参考に計上し、建退共制度以外の退職金制度の場合は「―」を記載する。
安全衛生経費	必要経費を計上する。

※ 材料費及び労務費には、工場製作等の直接工事費に含まれないものは対象外となります。

※ 内訳書が複数に分かれている場合は、合計した工事費に対して経費を記載してください。